

第6期葛飾区障害福祉計画(素案)、第2期葛飾区障害児福祉計画(素案)、 葛飾区障害者施策推進計画(見直し素案)に関する区民の意見と区の方考え方

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画(素案)に盛り込まれている
△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	計画(素案)関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の方考え方
第6期葛飾区障害福祉計画に関するもの 7件				
1	10ページ 相談支援体制の充実・強化等 障害者施策推進計画 55～58ページ 相談体制の充実	基幹相談支援センターがいつまでに設置できるのか明確にしてほしい。	◎	基幹相談支援センターの整備については、他の市区町村の基幹相談支援センターの状況を調査、情報収集を行い本区にはどのような形のセンターが望ましいのか、令和5年度末までの設置に向けて検討してまいります。ご意見を踏まえ、10ページ「区の目標値」について、設置目標時期を追加いたしました。
2	13ページ 生活介護 障害者施策推進計画 59～61ページ 社会参加の支援 62～64ページ 社会資源の充実	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の特性に合った社会参加の支援、生涯学習の場を検討してほしい。	◎	区は、障害のある方が日中、創作的活動などを行う場として、生活介護事業所の整備に取り組んでいます。ご意見の医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の社会参加支援につきましては、通所施設の整備を進める中で対応してまいります。 また、生涯学習の場につきましては、保護者団体からの聞き取り等により、具体的なニーズを把握してまいります。 ご意見をいただいたことから、60ページ「今後の方向性」に、ニーズの把握についての記述を追加いたしました。
3	13ページ 生活介護 障害者施策推進計画 62～64ページ 社会資源の充実	医療的ケアを必要とする方を対象とする通所施設の整備を進めてほしい。	○	医療的ケアができる通所施設の整備について、施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、ニーズを伝え、整備等の調整やその後の運営支援を検討してまいります。

4	<p>21ページ 短期入所（ショートステイ）</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>62～64ページ 社会資源の充実</p>	<p>障害者通所施設の整備と併せて、たん吸引など看護師が対応できる医療的ケアが実施できる重症心身障害児者の短期入所施設の整備を進めてほしい。</p>	◎	<p>区は、ご自宅で障害のある方の介護をしている保護者の方の緊急時の対応や負担軽減のため、重度心身障害や医療的ケアが必要な方を対象とする、短期入所施設を確保していく必要があると考えております。このため、通所施設、グループホーム等を整備支援する際に、短期入所用の居室を確保するよう、今後とも働きかけてまいります。</p> <p>ご意見をいただいたことから、21ページ「確保策」に医療的ケアへの対応に関する記述を追加いたしました。</p>
5	<p>21ページ 短期入所（ショートステイ）</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>62～64ページ 社会資源の充実</p>	<p>医療型短期入所先として東部地域病院、葛飾赤十字産院に働きかけをしてほしい。</p>	△	<p>医療型短期入所施設につきましては、病院や東京都、関係機関との連携を図りつつ検討してまいります。</p>
6	<p>28ページ 協議会</p>	<p>地域課題を考える「自立支援協議会」と施策の進捗状況を確認する「施策推進協議会」は別に設置し、課題が多い医療的ケアの関係者が参画できるように検討してほしい。</p>	◎	<p>区では、障害者施策推進計画の進捗状況の管理や見直しを行う「葛飾区障害者施策推進協議会」、地域の課題の把握等を行うための「地域自立支援協議会」を一体的に行うことで、地域課題の把握から計画の進捗管理・見直しまでを一貫して行っております。</p> <p>医療的ケアの必要な方の支援につきましては、医療・保健・福祉・教育等の幅広い分野での連携が必要であることから、「葛飾区障害者施策推進協議会」とは別に、分野を横断した協議の場を設け、その中に、医療的ケアの関係者が参画できる体制を令和5年度末までに整備できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>ご意見をいただいたことから、28ページ「協議会」に、医療的ケアを必要とする方の支援についての協議の場の設置に関する記述を追加いたしました。</p>

7	<p>32ページ 移動支援事業</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>65～67ページ 生活支援</p>	<p>宿泊を伴う外出先（ホテルなど）をその日の居宅とみなし、柔軟に移動支援が使えるようにしてほしい。</p>	△	<p>移動支援事業は、市区町村が障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施している事業です。</p> <p>本区の移動支援事業は、日帰りでの外出を条件としており、現状では宿泊を伴う外出については対象としておりませんが、今後、適用範囲についてはご意見を参考にしつつ、検討してまいります。</p>
---	--	--	---	---

第2期葛飾区障害児福祉計画に関するもの 7件

8	<p>34～35ページ 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p>障害者施策推進計画 68～70ページ 保健・医療支援</p>	<p>医療的ケア児の協議の場について、第5期障害福祉計画でも「設置」を目標に掲げていたが、第6期も「設置」を目標としている。具体的にどのように動く予定であるのか、また設置予定時期を明記しそれに沿って動いてほしい。</p> <p>医療的ケア児コーディネーターの養成、配置を計画的に進めてほしい。</p> <p>(同様の意見が他に1件)</p>	○	<p>区といたしましても、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置につきましては、重要であると考えております。現在、福祉部・健康部・子育て支援部・教育委員会事務局において情報交換を行っております。今後、医療との連携等、検討を進め国の基本指針に基づき、令和5年度末までに協議の場を設置できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置につきましても、配置方法の検討を協議の場の設置とともに、検討を進めてまいります。</p>
9	<p>34～35ページ 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p>障害者施策推進計画 68～70ページ 保健・医療支援</p>	<p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として専門部会を立ち上げ、当事者家族も協議の場に加えてほしい。</p>	○	<p>区といたしましても、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置につきましては、重要であると考えております。専門部会の設置等につきましては、幅広い分野での連携が必要となるため、関係機関等の意見を踏まえながら検討してまいります。</p>
10	<p>36ページ 児童発達支援 39ページ 放課後等デイサービス</p>	<p>年齢により、通所していた療育機関が利用できない。</p>	△	<p>児童の発達を促すことを目的とした児童通所サービスは、児童の年齢によって児童への働きかけが異なるため、利用するサービスが分かれています。</p> <p>未就学児対象のサービスが児童発達支援、就学児対象のサービスが放課後等デイサービスとなっており、両サービスを兼ねて運営している所もありますが、多くの事業所は通所できる年齢の範囲が異なります。</p>

11	<p>36ページ 児童発達支援</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>78～81ページ 障害児サービスの充実</p>	<p>日中、母子分離で送迎ありの療育機関があったが、事業者の撤収により利用できず、事業所が少ないと感じている。</p>	△	<p>令和2年10月現在、区内には児童発達支援センターを含め、16箇所の児童発達支援事業所において就学前の療育を行っています。その7割程度が送迎を行い、母子分離でのサービス提供を行っております。</p> <p>区といたしましては、新たな児童発達支援センターが開設したことにより、現時点では必要量は確保できると見込んでおります。</p>
12	<p>36ページ 児童発達支援</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>82～84ページ 早期療育の充実</p>	<p>発達検査に不便を感じている。予約をしてから検査まで日数が長い上、面談・検査・結果、と障害児を連れて度々移動するのは大変なので、通っている療育機関でできるようにしてほしい。</p>	△	<p>発達検査については、お子さんの行動観察や保護者との面談を重ねた上で必要性を判断し実施しております。そのため、保護者の方の希望で発達検査の実施や時期等は決められませんのでご理解をお願いいたします。</p> <p>療育機関での検査実施については、施設ごとに専門性や職員配置が異なり、お子さんの特性に応じて検査することが難しい場合があります。そのため、発達相談に伴う発達検査が必要な場合は、公的機関が発達検査を実施しております。また、これらのことから検査実施までに時間を要しますが、予約から検査までの期間に関して、お子さんにとって適切な時期に受けることができるように引き続き努力いたします。</p>
13	<p>39ページ 放課後等デイサービス</p> <p>障害者施策推進計画</p> <p>78～81ページ 障害児サービスの充実</p>	<p>放課後等デイサービスに通わせたいが空きがない。</p>	○	<p>令和2年9月1日現在、区内には34箇所の放課後等デイサービス事業所があります。</p> <p>今後につきましては、重度障害にも対応した、放課後等デイサービス事業所を増やしていく必要があり、民間事業所と連携して、サービスの提供体制を整備してまいります。</p>

葛飾区障害者施策推進計画に関するもの 11件

14	55～58ページ 相談体制の充実	<p>医療的ケアが必要な方は医療・福祉の多様な相談支援が求められていますが、医療に詳しい相談支援専門員が少ないため、適切な対応ができるように相談支援専門員の育成支援や専門的な研修を強化してほしい。</p> <p>(同様の意見が他に1件)</p>	○	<p>医療的ケアが必要な方に適切な対応ができるよう、東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター研修等、専門的な研修への積極的な参加を区内相談支援事業所に促していきます。また、それらの研修報告を区で定期的に行っている相談支援専門員研修会で行う等、医療・福祉の多様な相談に対応できる相談支援専門員の育成支援を行ってまいります。</p>
15	82～84ページ 早期療育の充実	<p>発達に課題のある子どもの親の精神的なケアが重要である。将来をプラスに捉えることのできる話や、仲間同士の交流の持てるコミュニティとして、一般の子育て支援にある「子育てひろば」のような居場所が必要である。</p>	△	<p>葛飾区障害者施策推進計画（見直し素案）の82ページから掲載している、早期療育の充実の中で、「保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。」としており、区といたしましても、発達に課題のある子どもの保護者（親）の支援を進めることが重要であると考えております。発達に関する相談をする保護者の様々な思いや葛藤に対する専門職による支援を行うとともに、子ども発達センターではペアレントメンター（養成講習を受けた発達に課題のある児童の親）による支援なども進めています。</p> <p>今後もこうした支援の更なる充実を図りながら、発達に課題のある子どもの保護者の支援を進めてまいります。</p>

16	93～95ページ 防災対策の充実	<p>在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成について、窓口を一本化してほしい。また、障害福祉課と保健所の連携を強化して、人工呼吸器使用者を把握してほしい。</p> <p>(同様の意見が他に1件)</p>	△	<p>在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画の作成につきましては、難病医療費助成、小児医療費助成の対象の方は健康部（保健所）が窓口となり、その他の方で身体障害者手帳を所持している場合は、福祉部障害福祉課が窓口となっております。</p> <p>今後、両課での受付方法を工夫することにより、分かりやすい窓口体制について検討してまいります。</p>
17	93～95ページ 防災対策の充実	<p>「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」では、対象とならない医療を必要とする方の個別計画の策定を進めてほしい。</p>	△	<p>在宅で人工呼吸器を使用している方以外の、医療を必要とする障害のある方の災害時個別支援計画の作成につきましては、他自治体での取組等を参考に検討してまいります。</p>
18	93～95ページ 防災対策の充実	<p>人工呼吸器使用者に発電機が貸与されることとなったが、発電機、蓄電池、カーインバーター等の中から選択できるようにしてほしい。</p> <p>購入のための補助金などの制度を検討してほしい。</p> <p>日常生活用具としての給付も検討してほしい。</p> <p>(同様の意見が他に2件)</p>	△	<p>区では、今年度から在宅人工呼吸器使用者を対象に、非常用発電機の貸与事業を開始したところです。</p> <p>事業実施に当たり、区民の皆様から蓄電池の貸与・給付や在宅人工呼吸器使用者以外の方への支援等、様々なご意見をいただいているところです。</p> <p>区といたしましては、非常用発電機貸与事業の実施効果等や他区の支援状況を見極めながら、今後、在宅人工呼吸器使用者をはじめとする要支援者に対する災害時支援について、関係部署と連携し、検討してまいります。</p> <p>また、発電機等につきましては、災害時の備えであることや、人工呼吸器を作動させる以外の用途にも使えることから日常生活用具としてはなじみにくいと考えております。</p>

19	93～95ページ 防災対策の充実	<p>避難が困難な方が、洪水など前もって予測できる災害に際し、あらかじめ避難できる施設と移動などのサポート体制を考えてほしい。</p>	<p>台風の接近等により洪水の恐れがある場合には、令和元年度末に作成した「台風による洪水を対象とした葛飾区版タイムライン」に基づき、台風接近の3日前には区内77箇所の学校避難所や学校避難所での避難生活が困難な障害のある方等のための福祉避難所の開設時期を決定し、レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する際には、できる限り学校避難所と一緒に福祉避難所についても開設できるよう、協定を締結している福祉施設と調整することとしています。</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されましたら、お近くの学校避難所又は開設している福祉避難所等への避難を開始してください。福祉避難所等の開設状況につきましては、区ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>また、限られた時間の中での避難には危険が伴いますので、ご自宅が安全な場合にはご自宅で過ごしていただき、洪水など前もって予測できる災害に際しては、避難情報の発令を待たず、安全な地域にお住まいのご親戚等のお宅に避難していただくこともご検討いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>区では、災害時の避難に支援が必要な一定の障害等がある方につきましては、「避難行動要支援者名簿」を作成しており、ご本人の同意に基づき、警察、消防、地元自治会等の避難支援等関係団体に提供しております。</p>
----	------------------	---	--

20	93～95ページ 防災対策の充実	感染症等のリスクが高い重症心身障害児者の特性を考慮して、福祉施設、病院を含む福祉避難所の確保を進めてほしい。	△	<p>災害時には、学校避難所での避難生活が難しい方のために開設する福祉避難所として、協定を締結している障害者施設等の福祉施設のほか、区施設ではウェルピアかつしか、シニア活動支援センター、憩い交流館等を開放することとしています。</p> <p>あわせて、都立特別支援学校、盲、ろう学校につきましては、従来から第2順位避難所として開設運営の協力をお願いしているところではありますが、より早い時期に開設できるよう、現在、具体的な開錠方法などについて担当者間で打ち合わせており、避難していただける場所を増やすことで、避難者の集中を避け、感染症のリスクを低減させるよう努めております。</p> <p>病院を福祉避難所とすることについては、災害時の医療提供体制確保のため困難ですが、今後とも、福祉施設との協定締結を進めるなど、重症心身障害のある方に災害時に避難していただける福祉避難所の確保に努めてまいります。</p>
その他 2件				
21	その他	4月開所の「障がい者生活介護事業所 スプラウト柴又」は医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れると聞いており、運営等を支援してほしい。	△	区内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める、障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対しては、重度障害者への支援体制の充実のため、運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することを検討しております。
22	その他	「東京都重症心身障害児者通所運営費補助事業」である地域施設活用型の働きかけをしてほしい。	△	区では、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援が必要と考えております。今後、施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、東京都等の事業情報も提供してまいります。

- ◎：計画案に意見を反映する 4件
- ：計画（素案）に盛り込まれている 8件
- △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする 15件